

会議の名称	平成30年度第4回個人情報保護運営審議会		
開催日時	平成30年11月20日(火) 午後6時30分～7時10分		
開催場所	東村山市役所 本庁舎6階 601会議室		
出席者 及び欠席者	<p>●出席者： (委員) 日下直喜委員・嶋田節男委員・田村初恵会長職務代理・ 当間丈仁委員・広井勝夫委員・水越久吉委員 (市事務局) 東村総務部長・高柳総務部次長・武藤総務課長・湯浅情 報公関係長・鳴海情報公関係主任</p> <p>●欠席者： 臼井雅子会長</p>		
傍聴の可否	傍聴 不可	傍聴不可 の場合 その理由	会議の中で、東村山市情報公開条例第6条各号に 規定する非公開情報(個人情報や、市の情報セキュ リティ対策の詳細情報など)が含まれる事項を 審議するため
会議次第	<p>(1) 会長職務代理挨拶 (2) 諮問書授受 (3) 諮問審議 ・平成30年度諮問第7号 アライグマ・ハクビシン等駆除委託(環境・住宅課)) (4) 報告</p>		
問い合わせ先	<p>総務部 総務課 情報公関係 担当者名 湯浅・鳴海 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227</p>		
会 議 経 過			
<p>(1) 会長職務代理挨拶</p> <p>こんばんは。本日はお寒い中お集まりいただきありがとうございます。 本日は1件でございます。出来るだけ皆様の同意を得て、検討結果を出していきたい と思いますので、どうぞよろしくお願ひします。</p> <p>(2) 諮問書授受 東村総務部長から田村会長職務代理へ、諮問書を手渡す。</p> <p>(3) 諮問審議</p> <p>○「アライグマ・ハクビシン等駆除委託」について、諮問どおり行うことを「可」と する。</p> <p>※委員意見及び環境・住宅課の回答</p> <p>● 現場写真はデジタルカメラで撮影し、SDカード内の撮影した画像データは消 去するとの点についてお聞きする。最近だと、個人のデジタルカメラやスマート フォン等で撮影されたアライグマやハクビシンの動画が出回っているところで</p>			

あるが、受託者が無断でそういったことをしないように規制していくのが重要かと思われる。本件では、その点についてを受託者のリテラシーに委ねるのか、他の手段をお考えなのか教えていただきたい。

- 個人情報の取扱いについては、受託者が持つ「個人情報・特定個人情報保護規程」や「個人情報保護の取扱いに関する特約条項」を遵守していただくよう指示する。
- 現場の撮影は受託者が行うのか。
- その通りである。
- 諮問書P.13「アライグマ・ハクビシン等捕獲依頼書」の同意事項欄に現場の撮影をすることがないことが気になる。市への報告のために現場の撮影をすることを事前に依頼者へお伝えしておかなければ、トラブルへ発展するのではないかと思う。家のレイアウトや外観などを写して欲しくない方もいらっしゃると思われる。
- 諮問書P.13「アライグマ・ハクビシン等捕獲依頼書」だけでは、依頼者は、自宅の敷地内の撮影をされることが意識出来ない。また、撮影されたものの確認をしたい依頼者もいるのではないかと思う。撮影した写真を依頼者に確認してもらい、写して欲しくないものが入っていた場合は消すといったことにも応じられるようにしておいたほうが、市としてもよいのではないかと思う。
- 現場の撮影に際しては、捕獲器をアップで撮影し、捕獲器内にあるのがアライグマやハクビシンなのか、それとも他の動物なのか等が確認できる写真を想定している。
- 余計なものは写らないということか。
- その通りである。捕獲器が大きく写るよう撮影することを想定しており、場合によっては庭の草木などが少し写る程度と考えている。
- 撮った写真をその場で依頼者に確認してもらうことと、現場撮影することの事前の説明を入れておいたほうがよいと思う。
- 何が写り込むかわからないので、依頼書の同意事項欄に現場の撮影をすることを追加するべきである。
- アライグマやハクビシンは夜に活動するものと思われる。夜に見かけて依頼される方が多いのか。
- そのようなことはなく、日中に見かけて依頼される方もいる。
- どの程度の捕獲が見込めるのか教えていただきたい。
- 他市の状況で説明させていただく。捕獲器を市職員が設置する場合と、委託業者が設置する場合がある。委託業者が設置する場合の捕獲率は5割以上である。糞や食べ残しの状況から適正な捕獲器の設置場所を決めているからかと思われる。一方、市職員が設置する場合の捕獲率は2割程度となる。
- 目撃した方の自宅に設置するということか。
- 自宅敷地内において目撃されており、糞尿被害や木の実を食べられているなどの具体的な被害を受けられている方からの依頼が多い。目撃をしたということだけでは、たまたま自宅敷地内を横切っただけの場合もある。受託者による現地確認の内容に応じ、捕獲器の設置の有無を決め、捕獲器の設置が必要ある方のところに設置する。
- 今回は捕獲器のみで捕獲するということか。
- その通りである。
- 捕獲器の設置期間はどの程度か。
- 原則2週間である。
- 違う動物が捕獲されることもあるのか。

- ある。ただし、あくまでも捕獲するのはアライグマやハクビシンに限定されているため、その他の、例えば猫やタヌキ等が捕獲された場合には、放獣することになる。
- 受託者は家の中に入らないのか。
- 入らない。
- 捕獲器の大きさはどのくらいなのか。
- 縦×横×奥行が30×30×75程度である。
- 既に相談や依頼があるのか。
- 本日までで相談が21件、実際に依頼書をいただいているものはその内8件である。
- そもそもアライグマやハクビシンは保護されるべき動物なのか。
- アライグマは特定外来生物で緊急対策外来種、ハクビシンは重点対策外来種に指定されているので、現在は防除等の対策をされるべき動物になる。
- 捕獲されたアライグマやハクビシンが、ウィルス等に感染しているかの確認を、受託者は行うのか。
- 捕獲後は殺処分になるので、感染等の調査は行われぬ。ただし、捕獲器設置箇所やその周辺については、消毒をさせていただく。
- 諮問書P.2「4個人情報を取り扱う作業の留意点 (3) 受託者における個人情報の管理方法」に「当該指示書を携帯して現場へ行き、業務終了後は再び社内のキャビネット内に保管する。」とあるが、指示書には個人情報が多く含まれているので、それを紛失しないよう、個人情報取扱責任者には、現場での作業のため持ち出した指示書を事務所キャビネット内に戻すことや、しっかりと保管がされることを徹底させてほしい。そのため、指示書は何枚も出てくるかと思うので、管理出来るよう番号を付け、一覧表等を作成させ、持ち出されているもの、現場から返却されたもの、処理が終了したもの、市へ返却したものなど、追跡できるような形を整えるよう指示してほしい。
- PCがインターネットに接続されているとのことなので、セキュリティソフトの名前を受託者に確認し、情報政策課等と協力し、その有効性を確認して欲しい。
- 個人情報取扱責任者を、今回は事業所の所長がやられるということだが、このようにはっきりと誰がやるのかと特定していただけるのは良い。
- 事務局への要望だが、個人情報取扱責任者を単に“置く”ということだけではなく、どういった立場の誰がやるのかを、今後、諮問書に明記するようにして頂きたい。
- 諮問書P.26から「個人情報・特定個人情報保護規程」が添付されているが、これは受託者が作成した規程か。
- その通りである。
- 諮問書P.29「個人情報・特定個人情報保護規程 第6条」に、個人情報取扱責任者の権限と責任が明確にされており、大変わかりやすい。これも事務局へのお願いとなるが、以前「単に個人情報取扱責任者を置くとするだけでは、権限と責任が不明確である。」と申し上げたが、今回のようにそれらが明記されているものを添付していただければ、当該責任者の職務や、与えられている権限、取らなければならない責任の範囲が明確になるので、それらが分かるものを必ず諮問書に添付させるまたは掲載させるよう指導していただきたい。また、受託者が権限や責任の範囲が分かる規程等を持ち合わせていない場合は、個人情報取扱責任者の権限と責任の範囲を明確にするものを受託者より提出させ、諮問書に添付するよう指導してほしい。権限と責任の範囲は人により認識が異なるため

である。

- 諮問書P.30「個人情報・特定個人情報保護規程 第9条」に個人情報監査責任者とあるが、実際に当該責任者が設置されているのか確認してほしい。また、市との契約を履行し、その際に取り扱った個人情報に対し監査があった場合に、当該個人情報の漏えい等がなかったかの報告を市にいただけるのかを確認してほしい。
- 「個人情報・特定個人情報保護規程」は良く出来ていても、実際に取扱う人たちがこの規程を意識し業務を遂行していることが極めて重要かと思うので、実際に個人情報を取扱う現場の方と立ち会う機会があれば、個人情報の取り扱いについてしっかりして欲しい旨直接お伝えしていただくのも1つの手法かと思う。
- 諮問書P.36「個人情報・特定個人情報保護規程 第35条」にある「安全管理細則」の提出を求め、個人情報をどのように削除するのか、または廃棄するのかを確認してほしい。
- 諮問書P.10「仕様書 5委託内容(4)」に、捕獲後の殺処分の方法が2種類記載されているが、この方法は受託者が選択するのか。  
→ そうである。また、今回の場合は、基本的には炭酸ガスによる方法となる。
- 他市での実績はあるのか。  
→ ある。
- 駆除等にかかり、依頼した市民に負担はあるのか。  
→ 金銭による負担はないが、捕獲に係る餌については依頼者にご用意いただくことになる。
- 依頼書の提出まで進んでいる8件に、地理的特徴はあるのか。  
→ 平成25年度から平成29年度までの出沒した場所が把握できている相談でのお答えになってしまうが、市内13町すべてよりいただいている。出沒が確認できているご相談は、諏訪町と萩山町が多く、最近だと富士見町も多い。

(4) 報告  
無し

以上

※この会議の資料（諮問書など）は、次の理由によりホームページ等での公表はしません。

【理由】

情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報（個人情報や市の情報セキュリティ対策の詳細情報、これから予定している委託契約の情報など）が含まれており、公開することにより情報を早く得た者が契約に有利になったり、コンピュータシステムに不正侵入されるといったおそれがあるため。